

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について（概要）

都市デザイン部都市整備室

1 主な改正の理由

黒鳥山公園の自動車駐車場は、平成26年度に整備され、放置車両対策及び公園利用者以外の駐車防止のために有料とし、指定管理者が利用料金を徴収している。

特別期間（3月1日から5月31日までの期間のうち規則で定める期間（3月20日から5月19日まで））は、桜祭りなどで来園者が増加するため、園内に臨時駐車場を設けて対応しているが、桜の開花状況や時間帯によっては、公園から出場する車が出口に集中することにより園内で渋滞が発生し、出場に時間がかかる事象が発生している。さらに令和8年度中に、民間による黒鳥山公園の飲食施設等の整備が完了し、運営が開始される見込みであることから、更なる来園者の増加が予測される。

現在、特別期間の料金体系は10円単位の支払いが生じることで、精算に時間を要していることから、料金加算の方法を見直すことで100円単位の料金体系に改め、精算による混雑を緩和し、来園者の利便性向上を目的とする。ただし、1時間当たりの料金加算の合計額は従前と変わらない。

2 主な改正の内容

- ・特別期間における無料時間経過後の料金加算額を「30分までごとに150円」から「20分までごとに100円」に改める。
- ・無料時間の取扱いをより明確にするために、補足する文言を追加する。

3 施行期日

令和9年3月1日から施行する。ただし、無料時間の取扱いをより明確にするための補足の文言の追加については、公布の日から施行する。

黒鳥山公園 新規整備エリア 全体完成イメージパース（令和9年度完成予定）



議案第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

飲食施設等の開設に伴い来園者の増加が見込まれる黒鳥山公園の駐車場について、利便性向上を図るため特別期間における料金加算の方法を見直すほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市都市公園条例（昭和60年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新						旧					
別表第4（第12条関係）						別表第4（第12条関係）					
公園名	有料公園施設	区分		単位	金額	公園名	有料公園施設	区分	単位	金額	
黒鳥山公園	自動車 駐車場	午前6時から午後10時まで	通常期間	2時間未満	無料	黒鳥山公園	自動車 駐車場	午前6時から午後10時まで	2時間未満（特別期間にあっては、1時間未満）	無料	
				以後30分までごとに	100円					以後30分までごとに	100円（特別期間にあっては、150円）
			特別期間	1時間未満	無料						
				以後20分までごとに	100円						
		略		略	略	略					
備考 1 特別期間とは、3月1日から5月31日までの期間のうち規則で定める期						備考 1 特別期間とは、3月1日から5月31日までの期間のうち規則で定める期					

新	旧
<p><u>間をいい、通常期間とは、特別期間以外の期間をいう。</u></p> <p>2 午後10時から翌日の午前6時までの区分を超えて引き続き駐車する場合における午前6時以降の金額は、この表の規定にかかわらず、30分までごとに<u>(特別期間にあつては、20分までごとに) 100円とする。</u></p> <p>3 <u>午後10時を超えて引き続き駐車する場合において、駐車を始めてから2時間未満(特別期間にあつては、1時間未満)であるときは、無料とする。</u></p>	<p>間をいう。</p> <p>2 午後10時から翌日の午前6時までの区分を超えて引き続き駐車する場合における午前6時以降の金額は、この表の規定にかかわらず、30分までごとに100円<u>(特別期間にあつては、150円)</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和9年3月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の和泉市都市公園条例別表第4備考第3号に係る部分は、公布の日から施行する。